

平成26年2月12日

厚生労働省への立替金及び貸金についての記者会見

本法人は、平成21年度と平成22年度に、厚生労働省から「フィリピンにおける海外戦没者未送還遺骨情報収集事業」を委託され、当局指導の下、ご遺骨に関する情報収集、ご遺骨の収容と移送、保管施設や火葬場建設などを行いました。

その際、厚生労働省からは「予算不足のため1回では支払えない。分割にして支払う。」という約束で、本法人が支払いや立て替えなどをいたしました。

委託事業終了後も現在まで、サイパンにおける政府遺骨帰還団では支出のできない費用やフィリピン国立博物館へのご遺骨の移送、火葬場土地所有者への支払なども同様の理由によって立て替えを続け、今までの厚生労働省に対する立て替え金及び貸付金は、3000万円以上になります。

本件の対応解決について、厚生労働省担当官と数度に亘って面会し、電子メールなどで要請しましたが、当局の態度は、不誠実であり、話し合いの余地はないと判断し、この度、東京地方裁判所に対して、貸付金支払請求及び損害賠償請求を提出する運びとなりました。

<記者会見概要>

日 時 平成26年2月14日（金） 14時～

場 所 厚生労働記者会 記者会見場（厚労省9階）

会見内容 厚生労働省に対する立て替え金・貸金について

平成26年1月26日付で、すでに送付済みの厚労省に対する立て替え金・貸付金についての内容証明郵便が2週間以上を経過して、全く何らの回答もなく、誠意も見られない為、請求訴訟を提訴する予定。

（お問い合わせ先）

特定非営利活動法人空援隊

電話 050-3530-8541

FAX 03-5641-6699

担当 倉田